

工場立地法届出の手引き

令和2年4月
日光市観光経済部商工課

目 次

1. 工場立地法の趣旨	1 ページ
2. 届出の対象	1 ページ
3. 届出先	1 ページ
4. 届出が必要となる場合	
(1) 新設の届出	1 ページ
(2) 変更に係る届出	1 ページ
(3) 氏名等の変更の届出	2 ページ
(4) 承継の届出	3 ページ
(5) 廃止の届出	3 ページ
5. 実施の制限	3 ページ
6. 届出書類	
(1) 新設または変更の届出書類一覧	4 ページ
(2) その他の届出書類	4 ページ
7. 工場立地法の準則について	
(1) 生産施設とは	5 ページ
(2) 生産施設面積率	6 ページ
(3) 生産施設面積の測定方法	6 ページ
(4) 兼業の場合の生産施設面積率	6 ページ
(5) 環境施設とは	8 ページ
(6) 緑地面積率・環境施設面積率	8 ページ
(7) 緑地面積の測定方法	9 ページ
(8) 環境施設の配置	10 ページ
8. 既存工場の特例措置	
(1) 単一業種の場合	11 ページ
(2) 複数業種の生産施設面積	16 ページ
(3) 複数業種の緑地面積・環境施設面積	17 ページ
(4) 環境施設の配置	19 ページ
9. 書類の記載例	19 ページ

1. 工場立地法の趣旨

工場立地法は、工場立地が環境の保全を図りつつ適正に行われるよう、一定規模以上の工場または事業場(特定工場)の生産施設、緑地及び環境施設の面積の敷地面積に対する割合を定めるものです。

2. 届出の対象

工場立地法では、次の①及び②に該当する工場または事業場を「特定工場」と規定し、この設置等を行う場合に、届出が義務づけられています。

①敷地面積9,000㎡以上 または 建築面積の合計3,000㎡以上

②製造業、電気・ガス・熱供給業者（水力、地熱及び太陽光発電所は除く）

なお、敷地面積とは、原則として連続した一区画内の土地（一の団地）の面積です。道路、河川、鉄道等によって二分されている場合は、通常は一の団地ではありません。ただし、分断されてはいるものの、生産工程上、環境保全上もしくは管理運営上極めて密接な関係がある場合は、一の団地として取り扱います。

（例1）第1工場と第2工場の間に道路をはさんでいるが、工場間がパイプラインでつながっており、生産工程上密接な関係がある場合は、両工場の敷地を一の団地とする。

（例2）道路をはさんで従業員の駐車場がある場合は、工場と駐車場を一の団地とする。

3. 届出先

届出先は新設や変更を行う工場等の立地場所である市町村です。日光市では、観光経済部商工課で届出を受理します。

4. 届出が必要となる場合

（1）新設の届出

次のいずれかの場合は、新設の届出の必要があります。

①特定工場を新設する場合

②敷地面積や建築面積を増加することで新たに特定工場となる場合

③既存施設の用途を変更することで新たに特定工場となる場合

（2）変更に係る届出

次のいずれかの場合は、変更に係る届出の必要があります。

①既存工場が昭和49年6月29日以降に最初に変更を行う場合

*既存工場 昭和49年6月28日に既に設置されているか、新設工事中であった特定工場

②政令の改正により特定工場の範囲の変更があった場合に、新たに特定工場となる工場を既に設置しているか、新設工事中であった者が、特定工場となる日以降最初の変更を行う場合

③新設の届出または上記①、②の届出をした者が、その後に次のいずれかの変更を行う場合

ア 製品の変更

次のいずれかに該当する場合

- i 日本標準産業分類における3ケタ分類に属する業種が他の3ケタ分類に属する業種となるような変更が行われる場合（業種の廃止や追加の場合を含む）
- ii 業種により定められた生産施設の面積割合（ γ の値）が変わるような業種の変更が行われる場合（詳細な説明は5ページ）
- iii 業種により定められた既存生産施設用敷地計算係数（ α の値）が変わるような業種の変更が行われる場合（詳細な説明は11ページ）

イ 敷地面積の変更

ウ 建築面積の変更

ただし、生産施設、緑地及び環境施設の面積並びに環境施設の配置の変更を伴わない建築面積の変更は、「軽微な変更」として届出は不要です（例：空地に事務所を設置するとき）。

エ 生産施設の面積の変更

ただし、生産施設の修繕による面積の変更については、修繕により増加する面積が30㎡未満の場合は、「軽微な変更」として届出は不要です。

オ 緑地、環境施設の面積の変更

ただし、以下の場合は「軽微な変更」として届出は不要です。

- i 緑地または緑地以外の環境施設を増加する場合
- ii 緑地または緑地以外の環境施設の移設で、それぞれの面積の減少を伴わない場合（その移設が周辺の地域の生活環境の保持に支障を及ぼすおそれがないものに限る。）
- iii 緑地の削減で、削減により減少する面積の合計が10㎡以下の場合（保安上その他やむを得ない事由により速やかに行う必要がある場合に限る。）

カ 環境施設の配置の変更

（3）氏名等の変更の届出

法人の名称、法人の本社の所在地に変更があった場合に届出の必要があります（法人の代表者の変更や、本社とは別の住所の工場等の住居表示が変更された場合には届出不要です）。

また、特定工場の設置者が法人ではなく個人の場合は、届出者の氏名や住所を変更した場合に届出の必要があります。

(4) 承継の届出

次の者は、届出をした者の地位を承継するものとされますので、承継の届出の必要があります。

①特定工場を譲り受けた者、または借り受けた者

②届出をした者が個人の場合は、その相続人

③届出をした法人に合併があった場合は、合併後存続する法人または合併により設立した法人

※承継の届出は、特定工場の全部を承継する場合に適用されます。一部を承継し、それが特定工場の要件を満たす場合は新設の届出が必要となります。

(5) 廃止の届出

生産施設を撤去し、生産活動を止めた場合や、譲渡等により特定工場の全部が隣接工場等に吸収された場合には、廃止の届出をしてください。

5. 実施の制限

特定工場の新設や変更の工事は、新設や変更の届出が受理された日から90日を経過した後でなければ、着工することができません。

ただし、実施期間の短縮申請を行っていただき、審査の結果、内容が相当であると認められる場合は、制限期間を短縮することができます。なお、短縮できる期間は、それぞれの申請内容によって異なりますので、着工までの期間に余裕をもって事前にご相談していただくことをお勧めします。

6. 届出書類

(1) 新設または変更の届出書類一覧

	届出書類	新設	変更
1	特定工場新設（変更）届出書（一般用）（様式第1）	◎	◎
1'	特定工場新設（変更）届出及び実施制限期間の短縮申請書（一般用）（様式B）		
2	特定工場における生産施設の面積（別紙1）	◎	○
3	特定工場における緑地及び環境施設の面積及び配置（別紙2）	◎	○
4	工業団地の面積並びに工業団地共通施設及び配置（別紙3）	△	△
5	隣接緑地等の面積及び配置並びに負担総額及び届出者が負担する費用（別紙4）	△	△
6	特定工場の事業概要説明書（様式例第1）	◎	○
7	生産施設、緑地、緑地以外の環境施設、その他主要施設の配置図（様式例第2）	◎	◎
8	特定工場用地利用状況説明書（様式例第3）	◎	○
9	特定工場の新設等のための工事の日程（様式例第4）	◎	◎
10	準則計算表	◎	○
11	委任状（代理人申請の場合）	◎	◎

表の説明

◎…提出が必要な書類

○…変更事項により提出が必要となる書類

△…特定工場の設置場所が工業団地または工場集合地に属する場合に提出する書類

※既存工場の変更の届出（法施行前の工場等が昭和49年6月29日以後最初に行う変更の届出）を行う場合は、表の「○」のついた書類も合わせて提出すること。

※実施制限期間の短縮を希望する場合は、様式Bによる「特定工場新設（変更）届出及び実施制限期間の短縮申請書」を提出すること。

(2) その他の届出書類

①氏名等の変更の届出の場合は「氏名（名称、住所）変更届出書」を提出してください。

②承継の届出の場合は「特定工場承継届出書」を提出してください。

③廃止の届出の場合は「特定工場廃止届出書」を提出してください。

7. 工場立地法の準則について

工場立地法第4条第1項では、生産施設の面積率、緑地及び環境施設の面積率、環境施設の配置などの事項を定めた「工場立地に関する準則」を公表することになっています。

また、地方自治体は、地域の実情にあわせ、条例を定めることで、緑地及び環境施設の面積率を緩和することができます。日光市は「日光市工場立地法に基づく準則を定める条例」を制定し、当該面積率を緩和しています。

(1) 生産施設とは

工場（製造工程（加工・修理工程も含む）を形成する機械・設備が設置してある建物）や、屋外プラント類を指します。

【生産施設に該当する場合、しない場合】

生産施設に該当する	生産施設に該当しない
・医薬品の紛体の包装施設、ビールの瓶詰施設、セメントの袋詰施設 ・製紙業の貯蔵を目的とした古紙プレス装置	・独立したサイロ、倉庫で、出荷の用に供されるもの ・酒類製造業における独立した貯酒蔵
・工場用の空調のためのボイラー、コンプレッサー、ポンプ等 ・製造工程の一部に供用されるボイラー、コンプレッサー、ポンプ等	・事務所用の空調のためのボイラー、コンプレッサー、ポンプ等
・生産工程の一環として製品の検査を行う検査所や試験室	・製品の技術開発を目的とする試験研究を行う独立した検査所や試験室
・製品の加工と修理を合わせて行う修理工場	・部品の取替え等によって自らの工場等の生産施設の修理のみを行う修理工場
・冷凍食品を製造するための冷凍施設	・できあがった冷凍食品を出荷または保存のために冷蔵しておく冷蔵施設

(2) 生産施設面積率

準則では、業種別に環境負荷の程度及び敷地利用の実態等を勘案して、工場敷地面積に対する生産施設面積の割合の上限が定められています。

準則別表第1（業種区分別の敷地面積に対する生産施設面積割合）

業 種 の 区 分		敷地面積に対する生産施設の面積の割合 (γ)
第1種	化学肥料製造業のうちアンモニア製造業及び尿素製造業、石油精製業、コークス製造業並びにボイラ・原動機製造業	100分の30
第2種	伸鉄業	100分の40
第3種	窯業・土石製品製造業（板ガラス製造業、陶磁器・同関連製品製造業、ほうろう鉄器製造業、七宝製品製造業及び人造宝石製造業を除く。）	100分の45
第4種	鋼管製造業及び電気供給業	100分の50
第5種	でんぷん製造業、冷間ロール成型形鋼製造業	100分の55
第6種	石油製品・石炭製品製造業（石油精製業及びコークス製造業を除く。）及び高炉による製鉄業	100分の60
第7種	その他の製造業、ガス供給業及び熱供給業	100分の65

(3) 生産施設面積の測定方法

生産施設の面積は原則として投影法による水平投影面積を測定します。

工場建屋内の壁で仕切られた原材料の倉庫や一般管理用の事務所、従業員の食堂などは、生産施設から除くことができます。詳しくはお問い合わせください。

(4) 兼業の場合の生産施設面積率（既存工場の兼業については16ページ）

① 兼業かどうかの判断

兼業かどうかの判断は、原則として出荷される製品で判断します。

② 同一業種として取り扱われる場合

製造業については、日本標準産業分類の同一の3ケタ分類に属し、かつ準則別表第1の(γ)の区分が同一なものを、同一業種とします。

③ 準則の計算方法

兼業の場合に、生産施設面積が準則に適合するかは、次の式で行います。

$$\sum_{i=1}^n \frac{P_i}{\gamma_i} \leq S$$

上記式の n 、 P 、 γ 、 S は、次の数値を表します。

n 当該工場等が属する業種の個数

P_i i 業種に属する生産施設の新設に係る面積及びその面積の変更に係る面積の合計（ i 業種に属する生産施設の面積の減少が行われる場合は、当該減少に係る面積の合計を減じたもの）

γ i 業種についての準則別表第 1 の γ の値（6 ページ）

S 当該工場等の敷地面積

（例）2 業種の場合の計算式は次のとおりとなります。

$$\frac{P_1}{\gamma_1} + \frac{P_2}{\gamma_2} \leq S$$

※ $\frac{P_1}{\gamma_1}$ 第 1 業種の生産施設面積（ P_1 ）を、準則別表第 1 で定められている第 1 業種の生産施設面積率（ γ_1 ）で割ることにより、第 1 業種が使用しているとみなされる計算上の敷地面積を求めています。

④面積の算定が不確かな場合

算定の方法が不確かなものは次の例によって算定します。

ア 共用の用役施設等については、工場内の業種別に明らかに分けることのできる生産施設の面積のそれぞれの合計で比例配分し、それぞれの生産施設の面積として算定する。

イ 工場建屋内に A 業種の製品に係る製造機と B 業種の製品に係る製造機が設置されており、当該工場が全体として兼業の場合は、当該工場建屋は面積の大きい方の製造機に係る業種に属する生産施設として面積を算定するが、判別のつけがたいものは、属する業種の個数で単純に工場建屋面積を分割してそれぞれの生産施設面積として算定する。

ウ A 製造業（準則値 30%）と B 製造業（準則値 40%）の兼業に属する工場において A を製造する工場建屋がある場合、A の一部は B 製造用に自家消費し、他は A のまま出荷する場合であっても当該 A を製造する工場建屋全体が準則値 30% を適用される生産施設となる。

エ 一の工場建屋の同一設備から異種の製品を製造し、それぞれ異種の製造業に属する場合には、その工場建屋は準則値の厳しい方の生産施設面積として算定する。

(5) 環境施設とは

緑地と緑地以外の環境施設があります。これらは、工場周辺の生活環境の保持に寄与するものとして設置されるものです。

①緑地

緑地とは、次のいずれかに該当するものをいいます。

ア 樹木が生育する区画された土地

イ 建築物屋上等の緑化施設

ウ 低木、芝、その他の地被植物で表面が被われている土地または建築物屋上等の緑化施設

②緑地以外の環境施設

緑地以外の環境施設とは、次のいずれかに該当するものをいいます。

ア オープンスペースであり、かつ、美観等の面で公園的に整備されている。

イ 一般の利用に供するよう管理されること等により、周辺の地域住民等の健康の維持増進または教養文化の向上が図られる。

ウ 災害時の避難場所等となることにより防災対策等が推進される。

エ 雨水等の流出水を浸透させる等により地下水の涵養が図られる。

オ 太陽光発電施設については、実際に発電の用に供される。

【具体例】

修景施設	噴水、水流、池、つき山、飛び石、灯籠、東屋等
屋外運動場	野球場、サッカー場、テニスコート、屋外プール等
広場	軽運動や集会が可能な明確に区分されたオープンスペースで、公園的に整備されたもの
屋内運動施設	体育館、屋内プール等
教養文化施設	企業博物館、美術館等
雨水浸透施設	浸透管、浸透枳、浸透側溝、浸透性舗装地等
太陽光発電施設	敷地内や建築物屋上に設置されるもの

(6) 緑地面積率・環境施設面積率

工場立地に関する準則では、工場敷地面積に対する緑地面積率を20%以上、環境施設面積率を25%以上と定めていますが、条例により、区域ごとに下記の表のとおり緩和されていますので、必要な緑地や環境施設を設けてください。

なお、環境施設には緑地も含まれますので、例えば、緑地面積率を15%確保すれば、同時に環境

施設面積率も 15 %確保されていることになります。

区域の範囲	緑地面積率	環境施設面積率
都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第 1 号の準工業地域及び工業地域	10 %以上	15 %以上
都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号の工業専用地域	5 %以上	10 %以上
都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号の用途地域の指定のない区域及び都市計画区域外の区域	10 %以上	15 %以上

※表以外の区域は、緑地面積率 20 %以上、環境施設面積率 25 %以上となります。

（7）緑地面積の測定方法

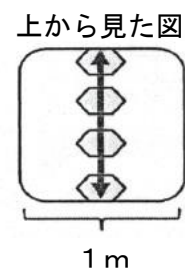
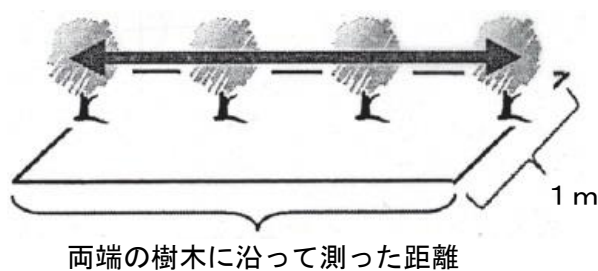
柵、置石、塀などで区画されている緑地は、その区画の面積を測定します。

区画されていないものについては、概ね次のとおりとします。

- ①樹木が点在する場合は、外側にある各樹木の幹を直線で結んで囲まれる面積を測定します。

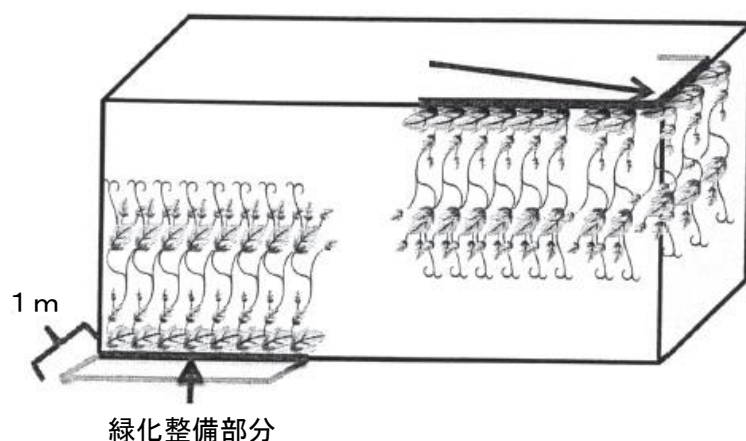


- ②一列の並木状の樹木は、当該樹木の両端の樹木に沿って測った距離に 1 メートルを乗じた面積を緑地面積として測定します。



- ③単独の樹木については、当該樹冠の水平投影面積を緑地面積として測定します。
- ④低木または芝その他の地被植物については、それらで表面が被われている面積を緑地面積として測定します。
- ⑤緑地以外の環境施設が樹林地で囲まれており、当該緑地の面積が緑地以外の環境施設の面積の 2 倍程度以上の場合は、緑地以外の環境施設の面積も緑地の面積として測定します。
- ⑥法面（斜面）の緑地は、法面（斜面）の水平投影面積を緑地として測定します。

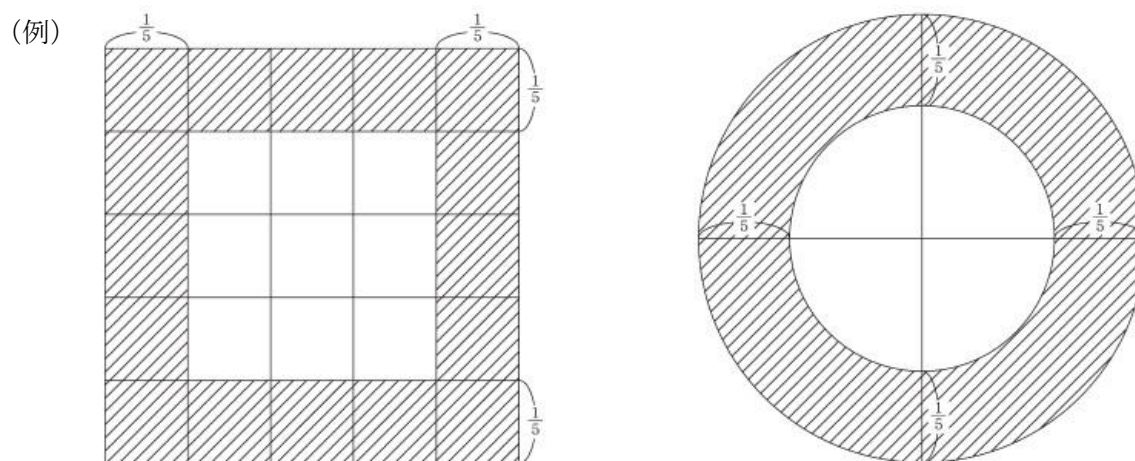
⑦直立壁面を緑化する場合、緑化しようとする部分の水平延長に1 mを乗じた面積を緑地として測定します。ただし、傾斜した壁面の場合は、水平投影面積を測定します。



(8) 環境施設の配置

緑地や、緑地以外の環境施設の配置は、敷地面積の15%以上（都市計画法第8条第1項第1号の工業専用地域は10%以上）になるものを敷地周辺部に、周辺の土地利用の状況を勘案してその地域の生活環境の保持に最も寄与するように行うものとします。

敷地周辺部とは、敷地の境界線から対面する境界線までの距離の1/5程度の距離だけ内側に入った点を結んだ線と境界線の間に形成される部分をいいます。



※上記は敷地周辺部の例を示したもので、斜線部すべてに環境施設を配置しなければならないものではありません。住宅、学校、病院等が存在する方向に集中的に配置して、遮断帯としての機能を効果的に発揮させるなど、周辺の地域の生活環境の保持に最も寄与するように配置してください。

8. 既存工場の特例措置

昭和49年6月28日に設置されている工場等または設置のための工事が行われている工場等を、工場立地法における既存工場と呼びます。

既存工場は、生産施設面積率、緑地面積率・環境施設面積率、環境施設の配置について、緩和措置があります。

また、「日光市工場立地法に基づく準則を定める条例」により緑地率及び環境施設率を緩和された区域については、緑地又は環境施設の必要面積を算出するにあたり、式の値のうち、「0.2」は「0.1」又は「0.05」に置き換え、「0.25」は「0.15」又は「0.1」に置き換えて計算します。

(1) 単一業種の場合

単一業種の既存工場が、昭和49年6月29日以後に生産施設の面積の変更を行うときは、次の式によって準則に適合するかを確認します。

①生産施設面積

$$P \leq \gamma \left(S - \frac{P_0}{\gamma \alpha} \right) - P_1$$

ただし、 $\gamma \left(S - \frac{P_0}{\gamma \alpha} \right) - P_1 \leq 0$ のときは $P = 0$ とする。

上記式の P 、 γ 、 S 、 P_0 、 α 、 P_1 は、それぞれ次の値を表します。

P 当該変更に係る生産施設の面積（設置分）

γ 当該既存工場等が属する準則別表第1の業種の γ の値（6ページ）

S 当該既存工場等の敷地面積

P_0 昭和49年6月28日に設置されている生産施設の面積及び設置のための工事が行われている生産施設の面積の合計

α 当該既存工場等が属する準則別表第2の業種の α の値（12ページ）

P_1 昭和49年6月29日から前回までの生産施設の増設及び撤去の面積の累計（設置については＋、撤去については－として計算する。ただし、今回の届出で生産施設の撤去を行う場合はその分も－として含める。

【式の説明】

$\gamma \alpha$

「業種別の生産施設面積率」（ γ ）に「業種別の緩和係数」（ α ）を掛けます。例えば、生産施設

面積率65%で係数1.3ならば、生産施設面積率が、84.5%に緩和されます。

$$\frac{P_0}{\gamma \alpha}$$

「法規制前にあった生産施設面積」(P₀)を、「緩和された生産施設面積率」(γ α)で割り戻すことにより、P₀が使用しているとみなされる計算上の敷地面積を算出します。

$$S - \frac{P_0}{\gamma \alpha}$$

敷地面積からP₀が使用しているとみなされる計算上の敷地面積を引くことで、法規制が始まる時点でまだ生産施設のために割り当てていない敷地面積を算出します。

$$\gamma \left(S - \frac{P_0}{\gamma \alpha} \right)$$

「法規制が始まる時点でまだ生産施設のために割り当てていない敷地面積」に生産施設面積率を掛けることで、「法規制が始まる時点で新たに設置が認められる生産施設面積」を算出します。

$$\gamma \left(S - \frac{P_0}{\gamma \alpha} \right) - P_1$$

「法規制が始まる時点で新たに設置が認められる生産施設面積」から「法規制後に増減があった生産施設面積」をマイナスして、今現在造ることが認められる生産施設面積を算出します。

準則別表第2（業種区分別の既存生産施設用敷地計算係数）

業 種 の 区 分	既存生産施設用 敷地計算係数 (α)
他の項に掲げる製造業以外の製造業及び熱供給業	1.2
化学調味料製造業、砂糖製造業、酒類製造業（清酒製造業を除く。）、動植物油脂製造業、でんぷん製造業、製材業・木製品製造業、造作材・合板・建築用組立材料製造業、パルプ製造業、紙製造業、加工紙製造業、化学工業（ソーダ工業、塩製造業、有機化学工業製品製造業（合成染料製造業、有機顔料製造業、熱硬化性樹脂製造業及び半合成樹脂製造業を除く。）、ゼラチン・接着剤製造業及び医薬品製造業（医薬品原薬製造業を除く。）を除く。）、石油製品・石炭製品製造業（コークス製造業を除く。）、タイヤ・チューブ製造業、窯業・土石製品製造業（板ガラス製造業、セメント製造業、陶磁器・同関連製品製造業、ほうろう鉄器製造業、七宝製品製造業及び人造宝石製造業を除く。）、高炉によらない製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、熱間圧延業、冷間圧延業、冷間ロール成型形鋼製造業、鋼管製造業、	1.3

伸鉄業、鉄素形材製造業（可鍛鉄製造業を除く。）、非鉄金属第二次製錬・精製業（非鉄金属合金製造業を含む。）、非鉄金属・同合金圧延業、非鉄金属鋳物製造業、鉄骨製造業、建設用金属製品製造業、蓄電池製造業、自動車製造業、自動車車体・附随車製造業、鉄道車両製造業、船舶製造・修理業（長さ 250 メートル以上の船台又はドックを有するものに限る。）、航空機製造業、航空機用原動機製造業、産業用運搬車両製造業、武器製造業、電気供給業及びガス供給業	
有機化学工業製品製造業（合成染料製造業、有機顔料製造業、熱硬化性樹脂製造業及び半合成樹脂製造業を除く。）、コークス製造業、板ガラス製造業、生産用機械器具製造業（機械工具製造業、金属用金型・同部分品・附属品製造業、非金属用金型・同部分品・附属品製造業及びロボット製造業を除く。）、はん用機械器具製造業（動力伝導装置製造業、消火器具・消火装置製造業、弁・同附属品製造業、パイプ加工・パイプ附属品加工業、玉軸受・ころ軸受製造業、ピストンリング製造業及び各種機械・同部分品製造修理業（注文製造・修理）を除く。）、発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業（配線器具・配線附属品製造業を除く。）、産業用電気機械器具製造業及び舶用機関製造業	1. 4
ソーダ工業、セメント製造業、高炉による製鉄業及び非鉄金属第一次精錬・精製業	1. 5

②当該生産施設の面積の変更に伴い設置する緑地の面積

既存工場等については、新たに生産施設を設置するときに、その面積に応じた緑地を設置します。

$$G \geq \frac{P}{\gamma} \left(0.2 - \frac{G_0}{S} \right)$$

ただし、 $\frac{P}{\gamma} \left(0.2 - \frac{G_0}{S} \right) > 0.2S - G_1 > 0$ のときは

$G \geq 0.2S - G_1$ とし、 $0.2S - G_1 \leq 0$ のときは $G \geq 0$ とする。

上記の式の G 、 P 、 γ 、 G_0 、 S 、 G_1 は、それぞれ次の値を表します。

G 当該変更に伴い設置する緑地の面積（設置分）

P 当該変更に係る生産施設の面積（設置分）

γ 当該既存工場等が属する準則別表第 1 に掲げる業種の γ の値（6 ページ）

G_0 当該変更に係る届出前に設置されている緑地（当該届出前に届け出られた緑地の面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計のうち、昭和 49 年 6 月 29 日以後の当該変更変更以外の生産施設の面積の変更に伴い最低限設置することが必要な緑地の面積の

合計を超える面積（ただし、今回の届出において、緑地の撤去がある場合は、その分を減じた面積）

S 当該既存工場等の敷地面積

G₁ 当該変更に係る届出前に設置されている緑地（当該届出前に届け出られた緑地の面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計（ただし、今回の届出において、緑地の撤去がある場合は、その分を減じた面積）

【式の説明】

$$\frac{P}{\gamma}$$

「新たに設置する生産施設面積」（P）を「生産施設面積率」（ γ ）で割ることにより、「新たに設置する生産施設が使用するとみなされる敷地面積」を算出します。

G₀

「法規制前に設置されていた緑地」と「法規制後に法が求める以上に設置した緑地」の合計（法の規制以上に設置している緑地面積）です。なお、今回撤去する緑地がある場合はその面積をマイナスします。

$$\frac{G_0}{S}$$

「法の規制以上に設置している緑地面積」の敷地面積に対する割合を示しています。

$$0.2 - \frac{G_0}{S}$$

法が求める以上に緑地面積があるので、その割合を新設工場の緑地面積率である20%からマイナスして、今回設置を義務付ける緑地面積率を算出します。

$$\frac{P}{\gamma} \left(0.2 - \frac{G_0}{S} \right)$$

「新たに設置する生産施設が使用しているとみなされる敷地面積」に「今回設置を義務付ける緑地面積率」を掛けて、「新たに設置する生産施設面積に応じて設置を義務付ける緑地面積」を算出します。

$$\frac{P}{\gamma} \left(0.2 - \frac{G_0}{S} \right) > 0.2S - G_1$$

式を変形すると $\frac{P}{\gamma} (0.2 - \frac{G_0}{S}) + G_1 > 0.2S$ となります。したがって、「新たに設

置する生産施設面積に応じて設置を義務付ける緑地面積」 $\frac{P}{\gamma} (0.2 - \frac{G_0}{S})$ と「前回までに設置

している緑地」 (G_1) を合計した緑地が、敷地面積の20%を超えることを示しています。

$$G \geq 0.2S - G_1$$

式を変形すると $G + G_1 \geq 0.2S$ となります。したがって、「今回設置する緑地」 (G) と「前回の届出までに設置している緑地」 (G_1) を合計した緑地面積が敷地面積の20%以上であれば、それ以上に緑地を設置する必要はないことを示しています。

$$0.2S - G_1 \leq 0 \text{ のときは } G \geq 0$$

前回の届出までに設置されている緑地 (G_1) が20%以上なので、今回は緑地を設置する義務がないこと ($G \geq 0$) を示しています。

③当該生産施設の面積の変更に伴い設置する環境施設の面積

$$E \geq \frac{P}{\gamma} (0.25 - \frac{E_0}{S})$$

ただし、 $\frac{P}{\gamma} (0.25 - \frac{E_0}{S}) > 0.25S - E_1 > 0$ のときは

$$E \geq 0.25S - E_1 \text{ とし、 } 0.25S - E_1 \leq 0 \text{ のときは } E \geq 0 \text{ とする。}$$

上記式の E 、 P 、 γ 、 E_0 、 S 、 E_1 は、それぞれ次の値を表します。

E 当該変更に伴い設置する環境施設の面積（設置分）

P 当該変更に係る生産施設の面積（設置分）

γ 当該既存工場等が属する準則別表第1に掲げる業種の γ の値（6ページ）

E_0 当該変更に係る届出前に設置されている環境施設（当該届出前に届け出られた環境施設の面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計のうち、昭和49年6月29日以後の当該変更以外の生産施設の面積の変更に伴い最低限設置することが必要な環境施設の面積の合計を超える面積（ただし、今回の届出において、環境施設の撤去がある場合は、その分を減じた面積）

S 当該既存工場等の敷地面積

E_1 当該変更に係る届出前に設置されている環境施設（当該届出前に届け出られた環境施設の面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計（ただし、今回の届出において、環境施設

の撤去がある場合は、その分を減じた面積)

(2) 複数業種の生産施設面積

工場等が準則別表第1の表に掲げる2以上の業種に属するときは、工場の全敷地面積と各生産施設が使用しているとみなされる敷地の面積の合計とを比較してみて、後者が前者と同じかそれより小さければ適合し、大きければ不適合となります。

$$\sum_{i=1}^n \frac{P_i}{\gamma_i} + \sum_{i=1}^m \frac{P_{0i}}{\gamma_i \alpha_i} \leq S$$

上記式の n 、 P_i 、 γ_i 、 S 、 m 、 P_{0i} 、 α_i は、それぞれ次の値を表します。

n 当該工場等が属する業種の個数

P_i i 業種に属する生産施設の新設に係る面積及びその面積の変更に係る面積の合計（ i 業種に属する生産施設的面積の減少が行われる場合は、当該減少に係る面積の合計を減じたもの）又は既存工場等が昭和49年6月29日以後に行う i 業種に属する生産施設的面積の変更に係る面積の合計（昭和49年6月29日以後に i 業種に属する生産施設的面積の減少が行われる場合は、当該減少に係る面積の合計を減じたもの）

γ_i i 業種についての準則別表第1に掲げる γ の値（6ページ）

S 当該工場等の敷地面積

m 昭和49年6月28日における当該既存工場等が属する業種（その日に設置のための工事が行われている生産施設が属する業種を含む。）の個数

P_{0i} 昭和49年6月28日に設置されている i 業種に属する生産施設的面積又は設置のために工事が行われている i 業種に属する生産施設的面積の合計

α_i i 業種についての準則別表第2に掲げる α の値（12ページ）

【式の例】

第1の業種と第2の業種の既存生産施設（昭和49年6月28日現在）がある工場について、スクラップ&ビルドを経て、新たに第3の業種の生産施設を設置する場合は、次の式となります。

$$\left(\frac{P_{01}}{\gamma_1 \alpha_1} + \frac{P_{02}}{\gamma_2 \alpha_2} \right) + \left(\frac{P_1}{\gamma_1} + \frac{P_2}{\gamma_2} + \frac{P_3}{\gamma_3} \right) \leq S \quad \text{となります。}$$

コークス製造業と伸鉄業を兼業する既存工場で、一部をスクラップして、鋼管製造業の工場を新設した場合の例題

$$S = (\text{敷地面積}) = 150,000 \text{ m}^2$$

$$m = (\text{昭和49年6月28日における兼業の数}) = 2$$

$$P = (\text{伸鉄のための既存生産施設面積}) = 52,000 \text{ m}^2$$

$$\gamma = (\text{伸鉄業の生産施設面積率の準則}) = 0.4$$

$$\alpha = (\text{伸鉄業のための既存生産施設用敷地計算係数}) = 1.3$$

$$P = (\text{コークス製造のための既存生産施設面積}) = 42,000 \text{ m}^2$$

$$\gamma = (\text{コークス製造業の生産施設面積率の準則}) = 0.3$$

$$\alpha = (\text{コークス製造業のための既存生産施設用敷地計算係数}) = 1.4$$

$$n = (\text{この工場の兼業の数}) = 3$$

$$P = (1 \text{ 回目の変更}) = (\text{昭和60年に伸鉄の生産施設の一部をスクラップ}) = -28,000 \text{ m}^2$$

$$P = (2 \text{ 回目の変更}) = (\text{平成10年にコークスの生産施設の増設に着工}) = 3,000 \text{ m}^2$$

$$P = (3 \text{ 回目の変更}) = (\text{平成30年に鋼管の生産施設の新設に着工}) = 4,000 \text{ m}^2$$

$$\gamma = (\text{鋼管製造業の生産施設面積率の準則}) = 0.5 \text{ とすれば、}$$

$$\frac{52,000}{0.4 \times 1.3} + \frac{42,000}{0.3 \times 1.4} = 100,000 + 100,000 = 200,000$$

$$\frac{-28,000}{0.4} + \frac{3,000}{0.3} + \frac{4,000}{0.5} = -70,000 + 10,000 + 8,000 = -52,000$$

$$200,000 + -52,000 = 148,000 \text{ となり、}$$

敷地面積 (S) = 150,000 よりも小さい、

$$\text{すなわち } \left(\frac{P_{01}}{\gamma_1 \alpha_1} + \frac{P_{02}}{\gamma_2 \alpha_2} \right) + \left(\frac{P_1}{\gamma_1} + \frac{P_2}{\gamma_2} + \frac{P_3}{\gamma_3} \right) \leq S$$

となっていることから、準則に適合します。

(3) 複数業種の緑地面積・環境施設面積

昭和49年6月29日以後に生産施設の面積の変更が行われる場合であって、当該既存工場等が準則別表第1に掲げる2以上の業種に属するときは、法の規定に適合する緑地及び環境施設の面積の算定は次の式で行います。

①当該生産施設の面積の変更に伴い設置する緑地の面積

$$G \geq \sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} \left(0.2 - \frac{G_0}{S} \right)$$

$$\sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j}$$

ただし、
$$\left(0.2 - \frac{G_0}{S}\right) > 0.2S - G_1 > 0$$

のときは $G \geq 0.2S - G_1$ とし、 $0.2S - G_1 \leq 0$ のときは $G \geq 0$ とします。

上記の式の G 、 n 、 P_j 、 γ_j 、 G_0 、 S 、 G_1 は、それぞれ次の数値を表します。

G 当該変更に伴い設置する緑地の面積

n 当該既存工場等が属する業種の個数

P_j 当該変更に係る j 業種に属する生産施設の面積

γ_j j 業種についての準則別表第 1 に掲げる γ の値（6 ページ）

G_0 当該変更に係る届出前に設置されている緑地（当該届出前に届け出られた緑地の面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計のうち、昭和 49 年 6 月 29 日以後の当該変更以外の生産施設の面積の変更に伴い最低限設置することが必要な緑地の面積の合計を超える面積

S 当該既存工場等の敷地面積

G_1 当該変更に係る届出前に設置されている緑地（当該届出前に届け出られた緑地の面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計

②当該生産施設の面積の変更に伴い設置する環境施設の面積

$$E \geq \sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} \left(0.25 - \frac{E_0}{S}\right)$$

ただし、
$$\sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} \left(0.25 - \frac{E_0}{S}\right) > 0.25S - E_1 > 0$$

のときは $E \geq 0.25S - E_1$ とし、 $0.25S - E_1 \leq 0$ のときは $E \geq 0$ とします。

上記式の n 、 P_j 、 γ_j 、 S は、それぞれ上記①の緑地の際の数値と同じです。

E 、 E_0 、 E_1 は、それぞれ次の数値を表しています。

E 当該変更に伴い設置する環境施設の面積

E_0 当該変更に係る届出前に設置されている環境施設（当該届出前に届け出られた環境施設の面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計のうち、昭和 49 年 6 月 29 日以後の当該変更以外の生産施設の面積の変更に伴い最低限設置することが必要な環境施設の面積

の合計を超える面積

E₁ 当該変更に係る届出前に設置されている環境施設（当該届出前に届け出られた緑地の面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計

（４）環境施設の配置

新設工場では、敷地面積の１５％以上（都市計画法第８条第１項第１号の工業専用地域は１０％以上）の面積の環境施設を敷地の周辺部に設置することとなっていますが、既存工場の環境施設の配置は、工場等周辺の土地利用状況等を勘案して、可能な限り生活環境の保持に寄与するよう行うこととなっています。

９．書類の記載例

法第８条１項の変更届を例に記載例を作成しました。これを参考に届出書類を作成してください。

特定工場新設(変更)届出及び実施制限期間の短縮申請書(一般用)

平成 年 月 日

日光市長 様

東京都〇〇区〇〇一丁目2番3号

届出者 △△工業株式会社

代表取締役社長 日光 太郎 印

実務担当者を記入
(質疑応答できる人)

(担当者) 総務課長 日光 一郎 (電話) 03-0000-0000

工場立地法第6条第1項(第7条第1項、第8条第1項、工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律(昭和48年法律第108号。以下「一部改正法」という。))附則第3条第1項の規定により、特定工場の新設(変更)について、次のとおり届け出るとともに、工場立地法第11条第1項の期間の短縮方を申請します。

1	特定工場設置の場所	〒000 - 0000 日光市〇〇町1-2-3			
2	特定工場における製品(加工修理業に属するものにあつては加工修理の内容、電気供給業、ガス供給業又は熱供給業に属するものにあつては特定工場の種類)	自動車部分品・付属品製造業 3013		増減がある場合は ()書きで記入	
3	特定工場の敷地面積	変更前	16,500 m ²	変更後	16,500 m ²
4	特定工場の建築面積	変更前	6,872 m ²	変更後	7,352 m ² (+480)
5	特定工場における生産施設の面積	別紙1のとおり			
6	特定工場における緑地及び環境施設の面積及び配置	別紙2のとおり			
7	工業団地の面積並びに工業団地共通施設の面積及び工業団地の環境施設の配置	別紙3のとおり			
8	隣接緑地等の面積及び配置並びに負担総額及び届出者が負担する費用	別紙4のとおり			
9	特定工場の新設(変更)のための工事の開始の予定日	造成工事等	年 月 日		
		施設の設置工事	平成〇〇年 7月 1日		
※整理番号					
※受理年月日					
※審査結果			※備考		

- 備考 1 ※印の欄には記載しないこと。
 2 6欄から8欄について、規則第4条に規定する緑地以外の環境施設以外の施設と重複する土地及び規則第3条に規定する建築物屋上等緑化施設はそれ以外の緑地と区別して記載すること。
 3 法第6条第1項の規定による新設の届出の場合は、1欄から9欄までのすべての欄(特定工場の設置場所が工業団地に属しない場合は7欄を、工業集落地特例の適用を受けようとしなかった場合は8欄を除く。)に記載すること。
 4 法第7条第1項又は一部改正法附則第3条第1項の規定による変更の届出の場合は、1欄から9欄までのすべての欄(特定工場の設置の場所が工業団地に属しない場合は7欄を、工業集落地特例の適用を受けようとしなかった場合は8欄を除く。)に記載するとともに、2欄から6欄まで及び8欄のうち変更のある欄については、変更前及び変更後の内容を対照させること。
 5 法第8条第1項の規定による変更の届出の場合は、1欄及び9欄に記載するとともに、2欄から6欄まで及び8欄のうち変更のある欄については、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。
 6 9欄については、埋立及び造成工事を行う場合にあっては造成工事等の欄に、生産施設、緑地等の施設の設置工事を行う場合にあっては施設の設置工事の欄に、それぞれ該当する日を記載すること。
 7 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。

特定工場における生産施設の面積

生産施設の名称	施設番号	面積 (㎡)		増減面積 (㎡)
		変更前	変更後	
第一工場	セー 1	2,980	2,980	
第二工場	セー 2	253	253	
第三〇〇工場	セー 3	945	945	
ボイラー室	セー 4	80	95	△ 80 + 90
第四〇〇工場	セー 5	なし	1,050	+ 1,050
生産施設の面積の合計		4,258 ㎡	5,323 ㎡	△ 80 + 1,145

面積の増減がある場合は、
差引き計算はしないこと

- 備考 1 施設番号には、セー 1 からはじまる一連番号を記載すること。ただし、法第 8 条第 1 項の規定による変更の届出の場合には、その変更に係る施設に対応する変更前の施設があるときは当該変更前の施設の届出済の番号を記載し、その変更に係る施設に対応する変更前の施設がないときは届出済の一連番号の次の番号を新たに設けてそれを記載すること。
- 2 法第 7 条第 1 項又は一部改正法附則第 3 条第 1 項の規定による変更の届出の場合は、面積欄を変更前と変更後に区分し、変更前の欄には全部の施設の面積を記載するとともに、その変更に係る施設に対応する変更前の施設がないときは「なし」と記載し、変更後の欄にはその変更に係る施設の変更後の面積のみを記載すること。
- 3 法第 8 条第 1 項の規定による変更の届出の場合は、面積欄を変更前と変更後に区分し、その変更に係る施設についてのみ記載し、その施設に対応する変更前の施設がないときは、変更前の欄には「なし」と記載すること。
- 4 増減面積欄には法第 7 条第 1 項、法第 8 条第 1 項又は一部改正法附則第 3 条第 1 項の規定による変更の届出の場合のみ記載すること。この場合において、当該変更が面積の増加である場合は増加面積を表わす正の数字を、面積の減少である場合は減少面積を表わす負の数字を、面積の減少と増加を同時に行う場合は減少面積を表わす負の数字と増加面積を表わす正の数字の両方を記載すること。
- 5 生産施設の面積の合計の欄は、変更の届出の場合にあっては、変更前と変更後に区別し、それぞれの欄に当該特定工場における全生産施設の面積の合計を記載すること。

特定工場における緑地及び環境施設の面積及び配置

小数点以下は切り捨て

1. 緑地及び環境施設の面積

緑地（様式第1備考2で区別することとされた緑地を除く。）の名称	施設番号	面 積 (㎡)		
		変 更 前	変 更 後	増 減
敷地南西側周辺部 高木並木	リ－1	1,300	1,300	
敷地南側周辺部 低木地	リ－2	1,000	1,000	
工場棟南東側周辺部 植え込み	リ－3	2,920	250	△2,670
敷地西側 芝生	リ－4	380	2,380	+2,000
緑地面積（様式第1備考2で区別することとされた緑地を除く。）の合計				
様式第1備考2で区別することとされた緑地の名称	施設番号	面 積 (㎡)		
		変 更 前	変 更 後	増 減
なし				
様式第1備考2で区別することとされた緑地の面積の合計				
緑 地 面 積 の 合 計		4,930 ㎡		
緑地以外の環境施設の名称	施 設 番 号	面 積 (㎡)		
		変 更 前	変 更 後	増 減
屋外運動場	カー1	800	800	
緑地以外の環境施設の面積の合計		800 ㎡		
環 境 施 設 の 面 積 の 合 計		5,730 ㎡		

2. 環境施設の配置

敷地の周辺部に配置する環境施設の各施設番号	リ－1、リ－2、リ－3
敷地の周辺部に配置する環境施設の面積の合計	2,550 ㎡
配置について勘案した周辺の地域の土地利用の状況等との関係	敷地南側には住宅地があるため、極力緑地帯を多くとり、周辺の生活環境の保持に寄与するよう配慮した。

備考

- 1 緑地の名称の欄には、区画毎に緑地の種類及びその設置の場所を記載すること。
- 2 その他は、別紙1の備考1から3まで及び5と同様とする。この場合において、「セ－1」とあるのは、緑地（様式第1又は第2備考2で区別することとされた緑地を除く。）にあつては「リ－1」と、様式第1又は第2備考2で区別することとされた緑地にあつては「ジ－1」と、緑地以外の環境施設にあつては「カー1」と読み替えるものとする。